

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示と定款施行細則例の比較表

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
この定款施行細則の例示（以下「この例示」という。）は、<u>理事長の専決事項など法人運営に必要な事項を定めるとともに、改正社会福祉法で詳細に規定する法人運営のうち基本事項を掲載することによって、『定款と定款施行細則を見れば基本的な法人運営を行うことができる』といったコンセプトで作成しました。</u> <u>この例示は、国が示した社会福祉法人定款例に沿って作成した1つの参考例ですので、各法人の定款に合わせて、あるいは、法令等に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行ってください。</u> <u>また、名称等については、各法人の定款や各種規程と整合性をもったものとしてください。</u> <u>なお、社会福祉法人は、法令等に従って適切な法人運営を行う必要があることに留意して作成してください。</u> ※H29.10：最終改正	※1 この定款施行細則例（以下「<u>本細則例</u>」という。）は、<u>平成29年に埼玉県が公表した定款施行細則例示を参考にして、理事長の専決事項をはじめ、法人運営に関する基本的な事項を定めることによって、『定款とこの定款施行細則を読めば基本的な法人運営を行うことができる』ようにするために作成しました。</u> ※2 <u>本細則例は、国が示した社会福祉法人定款例に沿って作成した1つの参考例です。法令、厚生労働省の関係通知及び定款に反しない範囲で、法人の判断で追加・削除・変更を行っても差支えありません。ただし、各法人は、適正な手続きにより法人運営を行っていることについて説明責任を果たす必要があることに留意してください（法第24条第1項、第45条の16第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項）、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第1項））。</u> ※3 <u>各法人の他の内部規程との整合性についても留意してください。</u> ※4 <u>別に記載するもののほか、本文中に＜＞（山かっこ表記）で示した部分については、選択肢として規定例を列記しているものはそのいずれかを選択し、その他については法人によって追加して、それぞれ規定する必要がある事項です。</u> ※5 <u>本細則例は現時点の考え方を示したものであり、今後、変更することがあります。（R7.4最終改正）</u>	◇ガイドライン1の冒頭の（着眼点の）3つめの○ <u>内部規程が法令、通知若しくは定款に違反する場合又は当該規程が法人の実情に即していない場合で、当該規程の変更により是正が可能な場合には、当該規程の変更のための適切な指導を行うこととする。</u> ◇ガイドライン1の冒頭の（着眼点の）4つめの○ <u>指導に当たっては、違反の内容及びその根拠を明確にした上で行うこととする。</u> ◇ガイドライン（冒頭）＜指導監査ガイドラインの留意事項について＞の2つめの○の1の（4） <u>指摘基準に該当しない場合であっても、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行うことができること。なお、助言を行う場合は、法人が従わなければならないものではないことを明確にした上で行うこと。</u> ◇法第24条第1項 <u>社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。</u> ◇法第45条の16第1項 <u>理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。</u> ◇定款例第3条第1項 <u>この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。</u> ◇定款例第17条第1項 <u>理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。</u>
社会福祉法人〇〇 定款施行細則 第1章 総則		
（目的） 第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定める<u>もの</u>とする。	第1条 この定款施行細則は、社会福祉法人〇〇会（以下「法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定める<u>ことを目的</u>とする。	

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
第2章 評議員	第2章 評議員の選任及び解任	平成29年埼玉県公表定款施行細則例示（以下「例示」という。）には、「評議員」及び「役員」に係る章には、いずれもその選任及び解任についての規定が存在しない。 本細則例は、「役員」については、新たに、監事の職務に関する規定を、「役員」に係る章から独立した章を設けて規定することとし、例示の「役員」の章に対応する章の名称を「役員の選任及び解任」とした。 評議員についてはこの限りではないが、役員に関する規定の章立てに平仄を合わせ、「評議員の選任及び解任」とするもの。
（評議員の改選時期） 第2条 評議員の改選は、在任する評議員の任期満了前に行わなければならない。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（評議員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料） 第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。 （1）就任承諾書 （2）欠格事由の確認書 （3）履歴書 （4）その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。 3 第1項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。	（2）欠格事由等<u>に該当しないことの宣誓書（又は誓約書）</u> （4）その他評議員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者及び反社会的勢力の者に該当しないことを確認するために必要な資料 <u>2 前項の資料のうち（1）及び（2）の資料については、（1）にあつては別記第1号第1様式により、（2）にあつては別記第1号第2様式により、それぞれ当該評議員の選任候補者として予定している者に作成させ、徴するものとする。</u> <u>3 第1項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならないほか、同項の資料を徴した者のうち、評議員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。</u>	（第1項関係） ・（2）の確認書は、選任候補者が宣誓（又は誓約）する形式の文書であること、またその内容は、欠格事由に該当しないことに限定されていないこと。 ・反社会的勢力の者は、令和2年改正社会福祉法により法第40条第1項第6号に欠格事由として新設された「暴力団員」及び「暴力団員等」に限定されるものではないため、従来どおり確認をすべきであるから、（4）にはそのために必要な資料を含めておくこと。 ◇審査基準第3の1の（6） 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。 ◇ガイドラインⅠの3の（1）の2の着眼点の2つめの○ 法人は、評議員の選任に当たり、評議員候補者が欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行う必要がある。（以下略） （新第2項（本細則例に固有の条項については、「新」を冠して表示する。以下同じ。）関係） ・選任候補者から徴する資料のうち、就任承諾書及び宣誓書（又は「誓約書」以下同じ。）については、様式を定めておくこと。 （新第3項関係） ・例示の第2項及び第3項は、ともに個人情報の保護に関する規定であるから、まとめて一項として規定するもの。
（中途辞任） 第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
(評議員の解任の提案をしようとする時の手続) 第5条 評議員選任・解任委員会に評議員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする評議員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。 2 当該評議員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。 4 当該評議員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。		
(欠員の補充) 第6条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。		
(評議員名簿) 第7条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。		
第3章 評議員会		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（報告事項） 第8条 評議員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。 （1）事業報告 （2）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況） （3）その他、法令の定めに従い、理事及び監事が、評議員から報告を求められた事項	（1）事業報告（注1） （2）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況を含む。）	（注1）会計監査人設置社会福祉法人については、法第45条の31（会計監査人設置社会福祉法人の特則）の規定により、会計監査人の会計監査報告において無限定適正意見がある場合など規則第2条の39に定める要件を全て満たす場合には、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録も、定時評議員会の報告事項になるので、第1号は、次のとおり規定すること。 （1）事業報告並びに社会福祉法第45条の31の規定に該当する場合には計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（評議員会の招集） 第9条 評議員会の招集は、次の招集事項について理事会の承認を得た上、それらの招集事項を記載した書面により<u>招集日</u>の1週間前までに通知するものとする。 （1）評議員会の日時及び場所 （2）評議員会の目的である事項（議題） （3）議案の概要	（評議員会の招集事項の決定） 第9条 <u>定款第〇条第〇項（定款例であれば第12条第1項）の規定により理事長が評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。</u> （1）評議員会の日時及び場所 （2）評議員会の目的である事項（議題） （3）議案の概要（<u>議案が確定していない場合にあつては、その旨</u>） <u>2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員は、前項各号に掲げる事項を定めなければならない。</u>	（柱書について） ・例示は、法令の定めと異なり、第9条に招集事項の決定と招集通知の発出について一文に規定しているが、法令の定めとおおり、評議員会の招集事項の決定と、招集通知の発出に関する規定は、条項を分けて規定することが適当である（法第45条の9第10項の規定により準用される一般法人法第181条、第182条）。 ・評議員会の招集事項は、法第45条の9第5項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が定めなければならない（法第45条の9第10項の規定により準用される一般法人法第181条第2項）が、例示はこの場合を想定しておらず、適当ではない。 ・評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集通知の発出を省略して開催することができる（法第45条の9第10項の規定により準用される一般法人法第183条）が、例示は、評議員全員の同意があるときは、招集通知の発出のみならず、招集事項の決定までも省略して開催することができるものとして、法律の解釈を誤らせるおそれのある規定ぶりとなっており、適当ではない（新第9条の2第4項の説明参照。）。 （第3号について） ・法令の趣旨に沿って、議案が確定していない場合についても規定すること。ただし、当該目的である事項が議案となるものを含めて規定しても法令には反しないため、議案に当該目的である事項が議案となるものを含めて規定しても差し支えない。 ◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条第1項第3号 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項 ◇規則第2条の12 法第45条の9第10項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める事項は、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあつては、その旨）とする。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	(評議員会の招集通知) <u>第9条の2 評議員会を招集するには、理事長（前条第2項に規定する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。</u> <u>2 前項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u>	・「招集日」は、招集行為を行った日又は当該招集に基づいて会議が開催された日のいずれにも用いられる概念であるから、後者であることを明らかにする。 ◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項 評議員会を招集するには、理事（社会福祉法第45の9第5項において準用する第182条第1項の規定により評議員が評議員会を招集する場合にあっては、当該評議員。次項において同じ。）は、<u>評議員会の日</u>の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。 ◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第3項 前2項の通知には、前条第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 ・電磁的方法による通知を想定しない場合は、例示のとおり、電磁的方法による通知に係る規定を設けなくとも差し支えない。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
第9条（続き） 2 定時評議員会の招集にあつては、前項の通知に、<u> </u>計算書類（貸借対照表及び収支計算書）<u> </u>及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む）>を添付するものとする。 3 第1項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 4 前項の規定により<u>招集</u>の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。	第9条の2（続き） 3 定時評議員会の招集にあつては、<u>第1項</u>の通知に、<u>理事会の承認を受けた</u>計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、<u>財産目録</u>及び事業報告並びに監査報告（会計監査報告を含む）>を添付するものとする。 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 5 前項の規定により<u>招集</u>の通知を省略した場合は、評議員全員の同意があつたことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。	（新第3項関係） ◇法第45条の29 理事は、定時評議員会の<u>招集</u>の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、<u>前条第三項の承認を受けた</u>計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。 ◇法第45条の28第3項 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、<u>理事会の承認</u>を受けなければならない。 ◇規則第2条の40第2項 法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の<u>財産目録に係る同項の承認を受けるための手続について準用する。</u> （新第4項関係） 評議員全員の同意によって省略することができるのは、招集通知の発出に限られる（法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条）。 仮に適法な評議員会の目的である事項を含む招集事項の決定を欠いた状態で事実上評議員会を開催した場合、決議を行うことができない（法第45条の9第9項本文）ほか、報告事項についても適法な報告を行うことはできない。 ◇法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条 <u>前条の規定にかかわらず</u>、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 ◇法第45条の9第9項本文 評議員会は、次項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項第2号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（評議員会の運営） 第10条 評議員会に議長を置き、議長は出席した評議員の中からその都度互選するものとする。 2 評議員会の決議（特別決議を除く。）は、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。 3 評議員会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。		
（議事録） 第11条 評議員会の議事録には、次の事項を記載するものとする。 （1）評議員会の日時及び場所 （2）議事の経過の要領及びその結果 （3）特別の利害関係を有する評議員の氏名 （4）社会福祉法施行規則第2条の15第3項第4号に規定する監事＜又は会計監査人＞の意見等 （5）出席した評議員、理事又は監事＜、監事又は会計監査人＞の氏名又は名称 （6）議長の氏名 （7）議事録を作成した者の氏名 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に評議員会の議事の経過及び結果を記録させることができる。 3 作成した議事録は、次回の評議員会で各評議員に供覧するものとする。 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。	（5）出席した評議員、理事＜例1：又は監事 例2：、監事又は会計監査人＞の氏名又は名称 4 議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを評議員会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。	

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（欠席者への報告） 第12条 理事長は、評議員会に欠席した評議員に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を評議員会終了後14日以内に送付するものとする。		
第4章 役員	第4章 役員 <u>の選任及び解任</u>	例示の「役員」に係る章には、その選任及び解任についての規定しか存在しない。 本細則例は、「役員」について、新たに、監事の職務に関する規定を、「役員」に係る章から独立した章を設けて規定することとし、例示の「役員」の章に対応する章の名称を「役員の選任及び解任」とした。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
(役員の改選) 第13条 役員の改選は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。 2 評議員会に対する役員の選任候補者の提案は、理事会の決議により行うものとする。	2 <u>理事が理事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、理事会の決議により行わなければならない。</u>	・評議員会に提案する議案については、法令上、評議員に提案権が認められている（法第45条の8第4項の規定により準用される一般法人法第185条）ほか、監事にも、理事に対する監事の選任に関する議案の提出請求権が認められている（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項）から、定款施行細則に、評議員会に提出する役員の選任案について、理事会で決議しなければならない旨を規定するときは、上記の評議員の議案提案権及び監事の議案提出請求権を害しない範囲で規定しなければならない。 ただし、提案者が評議員である場合及び選任案が監事の選任案である場合を除くほか、理事が理事の選任に関する議案を評議員会に提出するときは、理事による恣意的な選任を防止する観点から、評議員の選任に係る議案の提案（定款例第6条第3項、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQ」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」等に関するQ&A」（以下「経営組織Q&A」という。）問12の答2）と同様に、理事会の決議によるべきことを規定することは有用である。 ◇法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。（以下略） ◇法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。 ◇経営組織Q&A問12 評議員選任・解任委員会における評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は誰が行うのか。 （答）1. 評議員の選任又は解任に係る議題又は議案の提案は、理事が行うこととすることが考えられる。 2. その場合、恣意的な評議員の選任又は解任を防止する観点から、理事会の決定を必要とすることが適当である。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
3 監事の選任候補者の提案は、前項の手続きに加え、在任する監事の過半数の同意を得なければならない。 4 前項の同意があった旨は、第2項の決議を行った理事会議事録に記録するものとする。	3 <u>理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、</u>在任する監事の過半数の同意を得なければならない。 4 <u>理事会において前項の同意があった場合は、その旨を、当該理事会の議事録</u>に記録するものとする。	・監事は、理事に対し、監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第2項）から、定款施行細則に、評議員会に提出する役員の選任案について、理事会で決議しなければならない旨を規定するときは、監事の当該議案提出請求権を害しない範囲で規定しなければならない。 ◇法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事（監事が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料） 第14条 評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。 （1）就任承諾書 （2）欠格事由等の確認書 （3）履歴書 （4）その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者に該当しないことを確認するために必要な資料 2 前項の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない。 3 前項の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。	（役員の選任候補者の提案をするときの事前確認資料等） 第14条 <u>理事が、理事会の決議に基づいて、</u>評議員会に役員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員の選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。 （2）欠格事由等<u>に該当しないことの宣誓書（又は誓約書）</u> （4）その他役員の欠格事由、兼職禁止、特殊関係者<u>及び反社会的勢力の者</u>に該当しないことを確認するために必要な資料 2 前項の資料のうち（1）及び（2）の資料については、（1）にあつては別記第2号第1様式により、（2）のうち理事の選任候補者から徴するものにあつては別記第2号第2の1様式により、（2）のうち監事の選任候補者から徴するものにあつては別記第2号第2の2様式により、それぞれ当該役員の選任候補者として予定している者に作成させ、徴するものとする。 3 <u>第1項</u>の資料は、個人情報保護に留意して保管しなければならない<u>ほか、同項</u>の資料を徴した者のうち、役員（補欠を含む。）に選任されない者があった場合には、これらの資料を当該者に返却しなければならない。 4 <u>評議員会に対する役員の選任候補者の推薦の提案は、「役員選任候補者推薦書」を提出して行うものとする。</u> 5 前項の「役員選任候補者推薦書」は、別記第2号第3様式のとおりとする。	・（第1項柱書関係） 評議員の議案提案権又は監事の議案提出請求権の行使により役員又は監事の選任案が提案される場合を考慮し、本条が、監事の選任案も含め（法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項）、理事が役員の選任に関する議案を評議員会に提出する場合について規定するものであることを明示すること。 ・（第1項第2号及び第4号関係） 上述した第3条の第1項の説明に同じ（ただし、誓約書の内容が欠格事由に該当しないことに限定されないことは除く。）。 ・（新第2項及び新第3項関係） 上述した第3条の新第2項及び新第3項の説明に同じ。 ・（新第4項及び新第5項関係） 評議員会に対する役員の選任候補者の推薦の提案は、第1項の資料等に基づいて、各選任候補者が役員に選任できない者に該当しないものと判断した理由のほか、法第44条第4項及び第5項に規定する者に該当する役員として推薦する者についてはその旨及び当該者に該当すると判断した理由を説明して行わなければならないところ、「役員選任候補者推薦書」を作成してこの説明を行うこととし、その様式を定めることが適当である。 なお、評議員の選任については、評議員選任・解任委員会運営細則例第10条に、これに対応する規定がある。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>（準用規定）</u> <u>第14条の2 前条の規定は、評議員が社会福祉法第45条の8第4項の規定により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第185条の規定により、役員選任に係る議案を提出する場合、及び監事が社会福祉法第43条第3項の規定により準用される一般法人法第72条第2項の規定により、理事に対し監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求する場合に準用する。これらの場合において、第1項中「提案を決議する理事会の開催」とあるのは、それぞれ「役員選任に係る議案を策定する」及び「請求を行う」と読み替えるものとする。</u>	・例示は、評議員が法第45条の8第4項の規定により準用される一般法人法第185条の規定により、役員選任に係る議案を提出する場合、及び監事が法第43条第3項の規定により準用される一般法人法第72条第2項の規定により、理事に対し監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求する場合を想定していないので、これら場合における事前確認資料の徴収を規定する一条（準用規定）を設け、これを第14条の2とすること。
（中途辞任） 第15条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出なければならない。		
（役員の解任） 第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 （1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 （2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（役員の解任の提案をしようとする時の手続） 第17条 評議員会に役員の解任の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、解任しようとする役員に対し、その理由を示した上で、聴聞の機会を付与しなければならない。 2 当該役員は、聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができる。 3 聴聞の主催者は、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書を作成しなければならない。 4 当該役員は、前項の聴聞調書の閲覧を求めることができる。		
（欠員の補充） 第18条 理事又は監事に欠員が生じた場合は、すみやかに補充選任を行うものとする。		
（役員名簿） 第19条 理事長は、役員の選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間及び従たる事務所に3年間備え置くものとする。		
第5章 理事会		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（法人の業務執行の決定） 第20条 理事会は、次に掲げる事項のほか法人の全ての業務執行（定款第〇条の規定により、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除く。）を決定する。 （1）事業計画、予算 （2）<u>予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</u> （3）事業報告、決算 （4）定款の変更 （5）社会福祉施設の許認可関係 （6）施設長等の任免その他重要な人事 （7）基本財産の取得・処分、担保提供等 （8）金銭の借入 （9）法人の運営に関する規則の制定及び変更 （10）施設用財産に関する契約<u>その他主要な契約</u> （11）寄附金の募集に関する事項 （12）合併、解散、<u>解散した場合における残余財産の帰属先の選定</u> （13）新たな事業の経営又は受託 （14）社会福祉充実計画の策定 （15）評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案	第20条 理事会は、次に掲げる事項のほか法人の全ての業務執行（定款第〇条（<u>定款例であれば第24条</u>）の規定により、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除く。）を決定する。 （1）事業計画<u>及び収支</u>予算 （2）<u>_____</u>新たな義務の負担又は権利の放棄 （3）事業報告<u>及び</u>決算 （4）定款の変更<u>に関する議案の決定</u> （7）基本財産の取得（<u>固定資産にあっては、その取得は、固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するための措置を含む。以下同じ。</u>）並びに処分（<u>譲渡（売却）、交換、賃貸及び除却（廃棄）のほか、担保提供を含む。以下同じ。</u>） （10）施設用財産に関する契約_____。 （12）合併、解散<u>及び</u>解散した場合における残余財産の帰属先の選定<u>に関する議案の決定</u>	（第1号関係） ・定款第〇条（定款例であれば第31条） （第2号関係） ・予算措置とは別に、臨機の措置（新たな義務の負担又は権利の放棄）をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない（定款第〇条（定款例であれば第35条））。 （第3号関係） ・定款第〇条（定款例であれば第32条） （第4号関係） ・「定款の変更」は、評議員会の特別決議によらなければならない（法第45条の9第7項、第45条の36第1項、（定款第〇条第〇項（定款例であれば第38条第1項）））。 （第7号関係） ・理事会が、すべての法人の業務執行の決定を行うのが原則である（本条柱書き）が、実務の便宜上、「…等」に含まれる事項を例示しておくことが望ましい（助言）。 ・固定資産の場合、その性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するために要した支出は、当該固定資産の価額に加算する（会計省令第1条第2項、経理規程例第51条第1項）ため、これらのための措置については、「取得」に含まれるものとして取り扱うべきである。 ・審査基準別記第1様式第5の（注意）2は、賃貸が処分に含まれることを明記している。 （第10号関係） ・理事会で意思決定すべき契約は、主要な契約に限定されない。契約は、法人の業務執行として、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項を除くほか、すべて理事会が決定する（本条柱書き）。 （第12号関係） ・「合併」及び「解散」は、評議員会の特別決議によらなければならない（法第45条の9第7項、第52条、第54条の8、第46条第1項第1号、「解散した場合における残余財産の帰属先の選定」は、評議員会の決議によらなければならない（定款第〇条（定款例であれば第37条）））。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>（業務の適正を確保するための体制の整備）（注2）</u> <u>第20条の2 理事会は、次に掲げる事項についての基本方針を決定し、当該基本方針に基づいて、現状の把握及び課題の認識を行うとともに、法人の業務の適正を確保するために必要な内部管理に係る規程の策定及び見直しを<例1：行わなければならない。例2：行うよう努めなければならない。></u> <u>（1）理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u> <u>（2）理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</u> <u>（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制</u> <u>（4）理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</u> <u>（5）職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</u> <u>（6）監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項</u> <u>（7）前号の職員の理事からの独立性に関する事項</u> <u>（8）監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項</u> <u>（9）理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制</u> <u>（10）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</u> <u>（11）監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</u> <u>（12）その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制</u>	（注2）その事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、法人のガバナンスを確保するために、理事会において、内部管理体制の整備について基本方針を決定し、当該基本方針に基づいて、規程の策定等を行わなければならない（法第45条の13第5項、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」の改訂について（平成28年11月11日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）別添「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）」（以下「経営組織」という。）第4章の（3）のア）が、かかる内部管理体制の構築は、特定社会福祉法人に限って求められるものではなく、経営基盤の強化に含まれるものとして、その他すべての法人においても積極的に取り組むべきものであることに留意すること（法第24条第1項、定款第〇条第〇項（定款例であれば第3条第1項））。 ◇法第45条の13第4項第5号 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備 ◇規則第2条の16 法第45条の13第4項第5号に規定する厚生労働省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 四 職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 五 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ◇規則第2条の19第2項柱書後段 理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（報告事項） 第21条 理事会へ報告すべき<u>法人の業務</u>は次のとおりとする。 （1）理事長＜及び業務執行理事＞の職務の執行の状況 （2）監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況） （3）その他役員から報告を求められた事項	第21条 理事会へ報告すべき<u>事項</u>は次のとおりとする。 （2）<u>理事長の専決事項に係る専決及び執行の状況</u> （3）<u>監督官庁が実施した検査又は調査の結果（改善指示がある場合は、その改善状況を含む。）</u> （4）（略） <u>2 前項の報告のうち、定款第〇条第〇項（定款例であれば第17条第3項）の規定により理事長及び業務執行理事が行う報告について、理事長及び業務執行理事が作成する報告書の様式は、それぞれ別記第3号第1様式及び別記第3号第2様式のとおりとする。</u>	・（柱書関係）本条第1号以下に列記された事項は、法人の業務のほか、理事長及び業務執行理事の職務の執行の状況等を含むものであるから、法人の業務に限定しない文言を用いるべきである。 ・（新第2号関係） 第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、理事長の専決事項に係る報告について規定する一号を設け、これを第2号とすること。 ◇定款例第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを<u>理事会に報告する</u>。（以下略） ・（新第2項関係） 法人は、社会福祉事業を適正に行うため、事業運営の透明性の確保等を図る経営上の責務を負うものであり（<u>法第24条第1項</u>、定款第〇条〇項（<u>定款例であれば第3条第1項</u>））、法令等に従い適正に運営を行っていることについて、客観的な資料に基づき自ら説明できるようにすることが求められるため、報告は報告書を作成して行うこととし、報告書を理事会議事録と一体のものとして保存しておくことが適当である（<u>法第45条の14第6項</u>、<u>第45条の15第1項</u>）。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（理事会の招集） 第22条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により<u>招集日</u>の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。 （1）理事会の日時及び場所 （2）議題 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。 3 前項の規定により<u>招集</u>の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。	第22条 理事会を招集する者は、次の招集事項を記載した書面により、<u>理事会の日</u>の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を<u>発し</u>なければならない。 3 前項の規定により<u>招集</u>の通知を省略した場合は、理事及び監事の全員の同意があったことが客観的に確認できる書類を作成し、保存するものとする。	・「招集日」は、招集行為を行った日又は当該招集に基づいて会議が開催された日のいずれにも用いられる概念であるから、後者であることを明らかにする。 ◇法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項 理事会を招集する者は、<u>理事会の日</u>の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を<u>発し</u>なければならない。
（理事会の運営） 第23条 理事会に議長を置き、議長は出席した理事の中からその都度互選するものとする。 2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数のときは、議長がこれを決するものとする。 3 理事会は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、議案の内容等について説明させることができる。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
(議事録) 第24条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。 (1) 理事会の日時及び場所 (2) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第2号に定める方法で招集されたときは、その旨 (3) 議事の経過の要領及びその結果 (4) 特別の利害関係を有する理事の氏名 (5) 社会福祉法施行規則第2条の17第3項第5号に規定する意見又は発言の概要 (6) 出席した理事及び監事の氏名 ＜(7) 出席した会計監査人の氏名又は名称＞ (8) 議長の氏名 (9) 議事録を作成した理事の氏名 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に理事会の議事の経過及び結果を記録させることができる。 3 作成した議事録は、次回の理事会で各理事及び各監事に供覧するものとする。 4 議事録は、議案書、報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。	4 議事録は、議案書及び報告書並びにそれらの説明のための参考資料を添付して、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを理事会の日から5年間従たる事務所に備え置くものとする。	
(欠席者への報告) 第25条 理事長は、理事会に欠席した理事及び監事に対して議事の概要及び決議結果を記載した書面を理事会終了後14日以内に送付するものとする。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	第5章の2 監事の権限及び義務	監事の権限及び義務については、定款は、定款〇条（定款例であれば第18条）第1項及び第2項に、法第45条の18第1項及び第2項に規定する監事の職務及び権限の一部を、また定款〇条（定款例であれば第32条）第1項に、事業報告及び決算に関する監査について規定するのみであるが、法人の業務監督及び会計監査を行う監事の監査機関としての役割の重要性に鑑み、定款に規定するもののほか、重要な監事の権限及び義務の内容について、法人の内部規程においても明らかにしておくことが適当である（経営組織第3章第2節の（5）のアからエまで）。
	<u>(理事会に対する報告義務)</u> <u>第25条の2 監事は、次のいずれかに該当するとき</u> <u>は、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</u> <u>（1）理事が不正の行為をしたとき</u> <u>（2）理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき</u> <u>（3）法令若しくは定款に違反する事実があるとき</u> <u>（4）著しく不当な事実があるとき</u>	◇経営組織第3章第2節の（5）のイ 理事への報告義務 監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負う（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第100条）。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨である。
	<u>(理事会の招集請求)</u> <u>第25条の3 監事は、前条に規定する場合において、</u> <u>必要があると認めるときは、理事（社会福祉法第45条</u> <u>の14第1項ただし書に規定する場合にあっては、同項</u> <u>ただし書の規定により定められた理事）に対し、理事会</u> <u>の招集を請求することができる。</u> <u>2 前項の規定による請求があった日から5日以内に、</u> <u>その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日と</u> <u>する理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請</u> <u>求をした監事は、理事会を招集することができる。</u>	◇経営組織第3章第2節の（5）のア 監事の権限 ・ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条2項）。 ・ その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条3項）。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>(理事会への出席義務)</u> <u>第25条の4 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</u>	◇経営組織第3章第2節の（5）のウ 理事会への出席義務 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条）。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨である。
	<u>(評議員会に対する報告義務)</u> <u>第25条の5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。</u>	◇経営組織第3章第2節の（5）のエ 評議員会に対する報告義務 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない（法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条）。
	<u>(監事による理事の行為の差止め)</u> <u>第25条の6 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u>	◇法第45条の18第3項により準用される一般法人法第103条 監事は、理事が社会福祉法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該社会福祉法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	<u>（情報の収集及び監査環境の整備）</u> <u>第25条の7 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。</u> <u>（1）法人の理事及び職員</u> <u>（2）その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者</u> <u>2 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</u>	◇規則第2条の19 法第45条の18第1項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事又は理事会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 一 当該社会福祉法人の理事及び職員 二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者 3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。 4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該社会福祉法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。
第6章 決算・監査	第6章 <u>事業報告及び決算（注3）</u>	・本章は、定款第〇条（<u>定款例</u>であれば第32条）に規定する事業報告及び決算の手続きのうち、毎会計年度終了後、定時評議員会の開催前までに行うべき手続の細則について規定するものである。 ・対象となる事項は、決算のみならず事業報告を含むものであり、また、規定する手続きは監査に限定されるものではない。 （注3）会計監査人設置社会福祉法人の場合の規定例は、別に示す。
（資料の作成） 第26条 理事長は、会計年度終了後1月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの附属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。	（資料の作成 <u>等</u> ）	・本条は、期限までに、資料を作成し、かつ監事に対しこれを提供すべきことを規定するものである。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（監事の監査） 第27条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。		
（監査報告の内容） 第28条 前条の監査報告の内容は、次のとおりとする。 （1）監査の日時及び場所 （2）監査の方法及びその内容 （3）計算書類及びその附属明細書が当該社会福祉法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見 （4）追記情報（会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象） （5）事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見 （6）理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実 （7）監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由 （8）社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由 （9）監査報告を作成した日		
（備え置き） 第29条 第26条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。また、その写しを定時評議員会の2週間前の日から3年間従たる事務所に備え置くものとする。		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
（評議員への提供） 第30条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、__計算書類__及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。	第30条 理事長は、定時評議員会の招集通知に際して、評議員に対し、<u>理事会の承認を受けた</u>計算書類、<u>財産目録</u>及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。	◇法第45条の29 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、厚生労働省令で定めるところにより、評議員に対し、<u>前条第三項の承認を受けた</u>計算書類及び事業報告並びに監査報告（同条第二項の規定の適用がある場合にあっては、会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。 ◇法第45条の28第3項 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、<u>理事会の承認</u>を受けなければならない。 ◇規則第2条の40第2項 法第45条の28から第45条の31まで及び第2条の26から第2条の39までの規定は、社会福祉法人が前項の<u>財産目録</u>に係る同項の承認を受けるための<u>手続について準用する。</u>
第7章 事務の専決		
（事務の専決） 第31条 定款第〇条（定款例では第24条）の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。 2 理事長が専決することのできる事項については、その一部を＜業務執行理事又は＞施設長の専決事項とすることができる。	第31条 定款第〇条（定款例で<u>あれば</u>第24条）の規定により理事長が専決することのできる事項は、別表1のとおりとする。	

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
(専決の報告) 第32条 <u> </u>理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、理事長<及び業務執行理事>の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。	第32条 理事長は、理事長、業務執行理事又は施設長が専決を行った事項を、理事長の自己の職務の執行の状況の報告の中で理事会に報告しなければならない。	・例示は「報告すべき者」を明示していないが、業務執行理事又は施設長は、定款上理事長に属する専決権を、理事長の指揮・監督の下に行使するのであるから、理事長は法人に対して、業務執行理事又は施設長が行った専決行為についても責任を負うと解され、理事長が、業務執行理事又は施設長が行った専決事項も含めて、理事会に報告すべきことを規定することが適当である（定款例第24条ただし書き、本細則第31条第2項）。 ・例示は、理事長は、理事長専決事項のうち「その内容が重要であると認められる事項」についてのみ報告義務があるとも解しうる規定ぶりをしており、適切ではない。定款例第24条ただし書きは、理事長が理事会に報告すべき専決事項の範囲について何ら限定を加えていないが、これは理事会が理事長に対して行う監督機能を徹底させる趣旨と解され（法第45条の13第2項第2号）、理事長は、法人に対する善管注意義務及び忠実義務を果たすべく（法第38条、民法第644条、法第45条の16第1項）、専決した事項を漏れなく報告すべきであって、理事長が理事会に報告すべき専決事項の範囲については、報告義務の及ぶ範囲を限定しない表現とすること。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
2 業務執行理事又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。	2 業務執行理事又は施設長は、前条第2項の規定により専決を行ったときは、遅滞なく理事長に報告しなければならない。	・例示は「報告すべき者」を明示していないが、専決を行った業務執行理事又は施設長が、それぞれ報告すべきことを規定すること。 ・例示は、理事長に対して、①業務執行理事専決事項又は施設長専決事項一般について報告すべきことを省略して、「速やかに」報告すべき事項に係る報告についてのみ規定しているとも、②そもそも業務執行理事専決事項又は施設長専決事項のうち「その内容が重要であると認められる事項」についてのみ報告義務があるとも解しうる規定ぶりをしており、適切ではない。上述のとおり、理事長は、理事会に対し、専決した事項を漏れなく報告すべきであって、この報告には、業務執行理事又は施設長が行った専決事項に係る報告も含まれることから、理事長の理事会に対する報告に支障を来すことのないよう、業務執行理事又は施設長は、理事長に対して、その内容が重要であると認められる事項に限定することなく、「専決事項一般」について、報告すべきことを定めることが適当である。 ・例示は、「その内容が重要であると認められる事項について」、「速やかに」報告すべき旨を規定しているが、「その内容が重要であると認められる事項」が明確に定められていないため、速やかに行わせる報告を定める規定としても、実効性のないものとなっている。専決を行った業務執行理事又は施設長は、理事長が理事会において自己の職務の執行の状況の報告の中で行う専決事項に関する報告に支障を来すことのないよう、「遅滞なく」報告すべきことを定めることが適当である。 このように定めても、業務執行理事又は施設長が、その専決を行った事項のうち、「その内容が重要であると認められる」と判断した事項について、速やかに理事長に報告することを妨げるものではない。
附 則 この細則は、平成 年 月 日から施行する。		
別表1		
I 理事長専決事項		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
1 「施設長の任免 <u>その他重要な人事</u> 」を除く職員の任免	1 「 <u>〇〇の任免</u> 」を除く職員の任免	・「その他重要な人事」を削り、〇〇にその役職又は役割を具体的に規定し、理事長に委任されている範囲を明確にすること。 ◇定款例第24条備考（1）（注） 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。 ◇ガイドラインⅠの6の（1）の3の着眼点の2つめの○ 「重要な役割」を担う職員の範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、役職又は役割を具体的に決定すべきである。
2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、 <u>その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの</u> （法人運営に重大な影響があるものを除く）	2 <u>法人の新たな義務の負担を伴わない</u> 債権の効力の変更（法人運営に重大な影響があるものを除く）	・債務者に対する債務の免除により、債権の放棄をしようとするときは、定款第〇条（定款例であれば第35条）の規定により理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。 ・やむを得ない特別の理由により、新たな義務の負担を伴う債権の効力の変更又は債権の放棄をする場合であっても、定款第〇条（定款例であれば第35条）の規定により理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。 ◇定款例第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
3 設備資金の借入に係る契約であって <u>予算の範囲内のもの</u>	3 <u>借入金額が1件当たり〇〇〇万円未満の設備資金の借入に係る契約</u>	・定款例第24条の（備考）の（1）の④の記載にかかわらず、理事長に委任することができない「多額」の借財の範囲を具体的に決定し、「多額」の借財に当たらない金額の範囲を明らかにする必要があること（<u>ガイドラインⅠの6の（1）の3の＜着眼点＞の2つめの○の②、6の（3）の1の＜着眼点＞の1つめの○</u>）。 ・法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととされているところ（<u>留意事項2の（2）</u>）、その収入について予算の承認を受けた借入金であっても、多額の借財については、その業務執行の決定を理事長に委任することができない（<u>法第45条の13第4項第2号</u>）ため、あらかじめ「多額」の借財の範囲を具体的に決定しておかなければならない。 ・多額の借財に係る業務執行の決定について、予算の範囲内で行わなければならないことはもとより、具体的な相手方（貸主）の選定、借入を実行する時期、借入額並びに利率、担保及び償還期間の条件等の重要事項について、理事会の決定にかからしめる必要があることは、その他の重要な業務執行の決定と何ら変わるところがなく（<u>法第45条の13第4項</u>）、短期の借入金（設備整備に係るものを除く。）を除くほか、すべての借入金による収入について必要な予算の承認をもって、理事長に業務執行の決定を委任する範囲を画する基準とすることはできないことに留意すること。 ◇ガイドラインⅠの6の（1）の3の＜着眼点＞の2つめの○の② 理事に委任することができない（中略）②「多額」の借財（中略）については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事に委任されている範囲を明確にするため、金額（中略）を具体的に決定すべきである。 ◇ガイドラインⅠの6の（3）の1の＜着眼点＞の1つめの○ 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない（法第45条の13第4項第2号）こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。多額の借財の範囲は、理事会が理事長等の理事に委任する範囲として、専決規程（注）等において明確に定めるべきものである（定款例第24条参照）。（注略）

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
4 工事又は製造の請負__については、__100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については__100万円以上160万円未満の契約を締結すること	4 <例1：工事又は製造の請負（<u>施設設備の保守管理、物品の修理等に係るものに限る。</u>）については、<u>予定価格が1件当たり250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については、予定価格が1件当たり160万円未満の契約、その他の契約（ただし、基本財産に関する契約及び本表に別に規定する契約を除く。）</u>については、<u>予定価格が1件当たり100万円未満の契約</u> <u>例2：工事又は製造の請負（施設設備の保守管理、物品の修理等に係るものに限る。）については、予定価格が1件当たり100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については、予定価格が1件当たり100万円以上160万円未満の契約</u>> を締結すること。	・本号の「工事または製造の請負契約」は、「施設設備の保守管理、物品の修理等」を目的とする請負契約であり、次号に規定する固定資産の「取得」を目的とする請負契約を含まないものであること（定款例第24条の（備考）の（1）の⑤のイ、⑥）。 ・左の例1は、本号に規定する契約の全部を理事長専決事項とする場合の例であるが、これらの一部を業務執行理事若しくは施設長専決事項として差し支えなく（本細則例第31条第2項）、この場合は、本号及び業務執行理事専決事項若しくは施設長専決事項を定める別号を設けること（この場合の本号の例は例2を、業務執行理事専決事項若しくは施設長専決事項を定める規定の例は本表Ⅲの7施設長専決事項の規定例を参考にすること。）。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの	5 基本財産以外の固定資産の取得に係る契約であつて、 <u>予定価格が1件当たり160万円未満のもの</u>	・法人の所有に帰する財産の取得については、財産を「基本財産」と「基本財産以外の財産」に区分（基本財産以外の財産については、さらに「固定資産」と「固定資産以外の物品（以下、単に「物品」という。）」に区分）し、「基本財産の取得」（本細則例第19条第7号）、「基本財産以外の固定資産の取得」（本号）及び「基本財産以外の物品の購入」（前号）の3類型（基本財産については、固定資産及び物品を区別しない。）について規定する（審査基準第2の2 資産の区分、定款例第24条の（備考）の（1）の⑤及び⑥、第28条）。 ・固定資産にあつては、その取得は、固定資産の性能の向上、改良、又は耐用年数を延長するための措置を含む（本細則例第20条第7号）。 ・支出の決定のみを理事長に委任するのでは、支出の原因となる契約締結にかかる意思決定については、なお理事会に留保されていることとなるので、支出の原因となる契約を委任する旨を規定すること。 ・予算計上されていない金銭の支出は想定されないこと（留意事項2の（2））。 ◇留意事項2の（2） 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
6 その他財産(土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く)のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関する事 ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く	6 基本財産以外の固定資産（土地、建物及び補助事業により取得した設備のほか、取得価額が1件当たり500万円以上のものを除く）の処分	・法人の所有に帰する財産の処分については、その取得に係る規定にない、財産を「基本財産」と「基本財産以外の財産」に区分（基本財産以外の財産については、さらに「固定資産」と「物品」に区分）し、「基本財産の処分」（定款第〇条（定款例であれば第29条））、「基本財産以外の固定資産の処分」及び「基本財産以外の物品の売却又は廃棄」の3類型（基本財産については、固定資産及び物品を区別しない。）について規定することが適当である（審査基準第2の2 資産の区分、定款例第24条の（備考）の（1）の⑥及び⑦、第28条、第29条）。 ・例示は、「基本財産以外の固定資産の処分」及び「基本財産以外の物品の売却又は廃棄」を規定しているものと思われるが、固定資産と物品を区別しないで、「不要となった物品」及び「修理を加えても使用に耐えないと認められるもの（私注：当該「もの」が固定資産であるか物品であるか明らかでない。）」について理事長が専決により処分することができる範囲として、「取得価格（私注：固定資産であれば「取得価額」、物品であれば「経理規程第〇条第〇項（経理規程例であれば第48条第1項）に規定する固定資産の取得価額に相当する金額（以下、「取得金額」という。））」とすべきである。）」を「1件500万円未満のもの」としており、適当ではない。 ・（新）本号及び（新）次号により、それぞれ「基本財産以外の固定資産の処分」及び「基本財産以外の物品の売却又は廃棄」に係る理事長専決事項を規定すること。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
	7 損傷その他の理由により、不要となった物品（基本財産及び固定資産を除く。以下本号において同じ。）又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄	・「基本財産以外の物品の売却又は廃棄」については、1年を超えて使用する資産のうち、物品に区分される資産は、1個若しくは1組の取得金額が10万円未満の資産に限定され（経理規定第〇条第〇項（経理規程例であれば第47条第3項））、物品を購入する契約のうち、予定価格が10万円未満の契約は、定款で理事長専決事項とされている（定款第〇条（定款例であれば第24条）、本細則例第31条、別表1のⅠの4）ことから、その売却又は廃棄についても、理事長専決事項として差し支えない。 一方、法人において、使用する見込みの期間が1年以下であり、かつ理事長専決事項に属さない契約（予定価格が1件当たり160万円以上である契約）により取得しなければならない物品を購入する場合を想定するときは、「認められる物品」の後ろに、「のうち経理規程第〇条第〇項（経理規程例では第48条第1項）に規定する固定資産の取得価額に相当する金額が1件当たり〇〇万円未満のもの」を加え、適切な上限額を設定すること。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
7 予算上の予備費の支出	(削除)	・法人の業務執行に係る意思決定については、予備費によりその支出を賄うものであっても、原則として理事会が行う（法第45条の13第2項第1号、定款第○条（定款例であれば第24条）第1号）。 理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきであり、内容を特定せずに、「予備費」により賄う業務執行の決定について、一般的に理事長専決事項とすることは適当ではない（ガイドライン1の6の（1）の3の＜着眼点＞の1つめの○）。 ゆえに、定款例第24条の（備考）の（1）の⑧の記載にかかわらず、本号は削除すること。 ・なお、法人の意思決定に基づいて行う、事業費支出の決裁は、法人の業務執行に属する（経営組織第3章第1節（5）の①の4つめの・、経理規程第○条（経理規程例であれば第20条））。 ◇経営組織 第3章第1節（5）の①の4つめの・ 業務執行とは、契約（書）にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、（以下略 ◇経理規程例第20条 予備費を使用する場合は、予算管理責任者は事前に理事長にその理由と金額を記載した文書を提示し、承認を得なければならない。 2 予備費を使用した場合は、理事長はその理由と金額を理事会に報告しなければならない。
8 寄附金の受入れに関する決定（__法人運営に重大な影響があるものを除く）	8 寄附金品 の 受入れに関する決定（ 使途として新規の事業又は新たな施設の開設に充てることが指定された寄附金その他 法人運営に重大な影響があるものを除く）	・理事長専決事項に該当しない法人運営に重大な影響がある寄附金品については、例示を設けることが適当である。
9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関すること		
10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
11 職員の昇給・昇格に関する事		
12 各種証明書の交付に関する事	（削除）	・別表1は、意思決定について理事長に委任する事項を列挙するものであるから、意思決定にかかる事項について規定すること。 私的自治及び意思主義の原則から、法人に係る法律関係の変動（権利又は義務の発生若しくは変更等）を伴う事項については、法人の適正な意思決定に基づく必要があるもので、これらの事項を理事長に委任する場合は、別表1に列挙する必要がある。 しかし、単なる債務の履行や債権の取り立てのほか、支出の決済、登記、証明書の交付、行政官庁の照会に対する回答などについては、理事長及び業務執行理事が本来行うべき法人の業務執行（法第45条の16第2項）に属するので、別表1には規定しないこと（理事長及び業務執行理事による法人の業務執行の分担については別途定めること（定款第○条第○項（定款例であれば第17条第2項））。 ◇法第45条の16第2項 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。 一 理事長 二 理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの ◇経営組織 第3章第1節（5）の①の4つめの・ 業務執行とは、契約（書）にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、（以下略） ◇定款例第17条第2項 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞
13 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）	（削除）	同上
II 業務執行理事専決事項 （必要に応じて定める。）		
III 施設長専決事項		

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること		
2 所属職員の旅行命令及び復命に関すること		
3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関すること		
4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること		
5 臨時職員の任免に関すること		
6 所属職員の扶養手当、通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関すること		
7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約を締結すること	○ 予定価格が1件当たり100万円未満の契約（ただし、基本財産に関する契約及び本表に別に規定する契約を除く。）を締結すること	・本細則例は、本表Ⅰの4に規定する契約について、その一部を施設長専決事項とする（本細則例第31条第2項）場合の例を示す（○には適切な号数を設定する（以下同じ。）とともに、この場合の本表Ⅰの4の例は同号の例2を参考にすること。）。 なお、本表Ⅰの4に規定する契約の全部を理事長専決事項とする場合は、本号は規定しないこと。 ・例示の前段にいう「予算の執行」は支出の決裁に当たるので、削除すること（本表Ⅰの12に同じ）。 ・予算に計上されない収支については、これを想定することができない（留意事項2の（2））ため、「予算に計上された」は削除すること。 ◇留意事項2の（2） 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

平成29年埼玉県公表定款施行細則例示	定款施行細則例（左例示と異なる部分のみ）	説明（法令・通知等の根拠は赤で表示）
8 収入(寄附金を除く)事務に関すること	（削除）	本表Ⅰの12に同じ。
9 利用者の日常の処遇に関すること	○（略）	
10 利用者の預り金の管理に関すること	○（略）	
11 行政官庁からの照会に関すること(定例又は軽易な事項に限る)	（削除）	本表Ⅰの12に同じ。
12 その他定例又は軽易な事項	（削除）	理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきであり、内容を特定せずに、「定例又は軽易な事項」の決定について、一般的に理事長専決事項とすることは適当ではない（ガイドラインⅠの6の（1）の3の＜着眼点＞の1つめの○）。

